（航空支援集団司令部）二等空佐　相原　武士
（第三輸送航空隊）同　青山　崇裕
（航空自衛隊幹部学校）同　浅木　恒二
（同）同　荒田　真一
（統合幕僚監部）同　石井　浩之
（航空幕僚監部）同　今泉　雅博
（航空自衛隊幹部学校）同　入木　忠一
（航空総隊司令部）同　大嶋　基司
（航空自衛隊幹部学校）同　岡本　英樹
（航空幕僚監部）同　樫地　慶一
（航空総隊司令部）同　加藤　史彦
（航空幕僚監部）同　角谷　茂幸
（統合幕僚監部）同　黒子　一也
（飛行開発実験団）同　佐々木芳之
（航空幕僚監部）同　清水　義之
（第四航空団）同　田中　公司
（航空幕僚監部）同　谷川　修
（航空医学実験隊）同　辻本由希子
（航空自衛隊幹部学校）同　楢崎　昇
（防衛政策局）同　長谷川純一
（航空教育集団司令部）同　畑中　毅彦
（航空自衛隊幹部学校）同　浜　博志
（航空教育集団司令部）同　松山　洋伸
（航空幕僚監部）同　丸山　直昭
（航空自衛隊幹部学校）同　森部　樹司
（航空幕僚監部）同　山ノ内慎二
（同）同　吉田　行宏
（同）同　綿森　昭示

一等空佐に昇任させる（各通）

（陸上自衛隊幹部学校学校教官）
一等陸佐　佐藤　洋
陸上幕僚監部人事部人事計画課勤務を命ずる
（陸上自衛隊研究本部研究員）
同　柳　裕樹
陸上幕僚監部人事部補任課勤務を命ずる
同　野邊　格義
陸上幕僚監部運用支援・情報部情報課勤務を命ずる
（中央情報隊本部付）同　上野　和士
陸上幕僚監部防衛部防衛課勤務を命ずる
（陸上自衛隊幹部学校付）同　加藤　武則
陸上幕僚監部装備部需品課勤務を命ずる
（同）同　菊池　勇一
陸上幕僚監部衛生部企画室勤務を命ずる
兼ねて自衛隊中央病院第一内科勤務を命ずる
（同）同　藤村　太助
北部方面総監部総務部広報室長を命ずる
（岩手駐屯地業務隊長）同　和田　信義
東北方面総監部付を命ずる
（陸上自衛隊関東補給処松戸支処需品部長）同　依田　道男
岩手駐屯地業務隊長を命ずる
（陸上自衛隊幹部学校付）同　堀田　秀成
中部方面総監部防衛部勤務を命ずる
（陸上幕僚監部教育訓練部付）
同　坂田　隆
第一三旅団司令部勤務を命ずる
（北部方面総監部総務部広報室長）同　山口　真司
第一七普通科連隊長を命ずる
兼ねて山口駐屯地司令を命ずる
（第一七普通科連隊長兼山口駐屯地司令）同　島瀬　達也
陸上自衛隊会計監査隊中部方面分遣隊長を命ずる
（陸上自衛隊幹部学校付）同　濱松　泰広
（同）同　瀬田晃一郎
陸上自衛隊幹部学校学校教官を命ずる（各通）
（陸上自衛隊研究本部研究員）
同　辻本　雅洋
陸上自衛隊小平学校システム教育部長を命ずる
（陸上自衛隊幹部学校付）同　森　貴義
陸上自衛隊研究本部研究員を命ずる
（陸上自衛隊会計監査隊中部方面分遣隊長）同　坂本　祥貢
陸上自衛隊関東補給処松戸支処需品部長を命ずる
（自衛隊中央病院第１外科）一等海佐　小川　均
海上幕僚監部首席衛生官付衛生企画室勤務を命ずる
（おうみ艦長）同　池田　秀人
海上訓練指導隊群司令部勤務を命ずる
（海上幕僚監部防衛部運用支援課南極観測支援班長）同　日髙　孝次
しらせ艦長を命ずる
（しらせ艦長）同　松田　弘毅
おうみ艦長を命ずる
（呉造修補給所長兼呉地方総監部技術補給監理官）同　若藤　伸二
呉造修補給所副所長事務取扱を解く
（海上幕僚監部装備部艦船課電気班長）同　工藤　悟
呉造修補給所副所長を命ずる
（統合幕僚学校教育課研究室主任研究官）同　徳納　則雄
横須賀基地業務隊司令を命ずる
（航空総隊司令部）一等空佐　右田　竜治
航空幕僚監部人事教育部補任課人事第二班長を命ずる
（航空自衛隊幹部学校付）同　加畑　忠康
航空幕僚監部人事教育部援護業務課勤務を命ずる
（同）同　佐川　詳二
航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課勤務を命ずる
（同）同　稲月　秀正
航空幕僚監部防衛部防衛課勤務を命ずる
（同）同　五十川　淳
航空幕僚監部装備部装備課勤務を命ずる
（同）同　三輪　英昭
航空幕僚監部技術部技術課勤務を命ずる
（北関東防衛局調達部装備第二課長）同　木俣　康之
技術研究本部技術開発官（航空機担当）付を命ずる
（装備施設本部武器課長）一等陸佐　飯田　重喜
装備施設本部武器課弾火薬室長事務取扱を命ずる
（航空幕僚監部副監理官）一等空佐　一安　政史
北関東防衛局調達部装備第二課長を命ずる（以上七月１日）

公　告

諸　事　項

被害回復給付金裁定表記載公告

函館地方検察庁検察官

平成25年7月9日

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第20条により準用する同法律第14条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　函館地方検察庁　平成24年第1号
2　支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載した年月日　平成25年7月9日
3　この公告に関する問い合わせ先
〒040―0031　北海道函館市上新川町1番13号
函館地方検察庁　被害回復給付金事務担当　電話番号　0138―41―1209

○　この公告があった時から6月間、資格裁定を受けた者が被害回復給付金を受ける権利を行使しないときは、その権利は消滅することとなります。
○　上記支給手続における申請人又はその代理人は、裁定表の閲覧を請求することができます。

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第2項の規定により製造たばこの小売定価を平成25年6月26日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成25年7月9日

財務大臣　麻生　太郎

製造たばこの品目						
製造たばこの区分	名称	製品の区分	製造国（地）	現行小売定価	変更小売定価	変更実施年月日
葉巻たばこ	カマーチョ　マチトス	102mm　1本	ホンデュラス	500円	350円	25. 7. 14
紙巻たばこ	ガラム　スーリヤ・マイルド(16)	85mm　16本	インドネシア	400円	420円	25. 9. 1
紙巻たばこ	ガラム　メンソール(16)	85mm　16本	インドネシア	400円	420円	25. 9. 1
紙巻たばこ	ガラム　シグネチャー・マイルド	85mm　20本	インドネシア	430円	450円	25. 9. 1